

三番瀬等の保全・再生・利用の促進に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三番瀬等の保全・再生・利用に関し、必要な事項を調査、検討、協議するため、三番瀬等の保全・再生・利用の促進に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査、検討、協議する。

- (1) 三番瀬等の保全・再生・利用に関すること。
- (2) 千葉県三番瀬再生計画等に関すること。
- (3) 三番瀬保全再生連絡協議会に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は環境部主管副市長とする。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、環境部長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

2 必要により委員長が追加選任できるものとする。

(会議)

第6条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員長は、必要により作業部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、環境部環境政策課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表(第5条)

建設局長

企画財政部長

経済部長

環境部長

都市計画部長

都市整備部長

下水道部長

教育委員会 学校教育部長

生涯学習部長

○三番瀬等の保全・再生・利用の促進に関する検討委員会
関係各課

1. 政策企画課
2. 環境政策課
3. 環境保全課
4. 商工振興課
5. 農水産課
6. 都市計画課
7. 公園緑地課
8. 下水道河川計画課
9. 下水道施設課
10. 下水道河川管理課
11. (教) 指導課
12. (教) 社会教育課